

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

①区分	行政手続法の適用を受けるもの	<input type="radio"/>	※どちらかに○を記入してください。	
	行政手続条例の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>		
②処 分 名	③番号 美容所の使用前の検査			
④根拠法令・条例・規則及びその条項号	美容師法（昭和32年法律第163号）第12条			
⑤審査基準関係	関係条項	美容師法第13条 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第26条及び第27条 八尾市美容師法施行条例（平成29年八尾市条例第69号）第7条		
	基準	美容師法第8条、第13条、美容師法施行規則第25条から第27条、八尾市美容師法施行条例第7条の規定に適合していること。		
	設定等年月日	平成31年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）		
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ホームページに掲載	無：理由	
	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ホームページに掲載	無：理由	
⑥標準処理期間関係	標準処理期間	総日数 10日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）		
	内 訳	経 由 機 関 で の 期 間	日	
		（	）	
		協 議 機 関 で の 期 間	日	
（	）			
処 分 機 関 で の 期 間	日			
（	）			
設定等年月日	平成31年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）			
⑦備 考	(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数			